仕様書

# 件名

　　マイナンバー系NW端末等更新業務

# 目的

守口市においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」による標準準拠システムの稼働に合わせ、新たに調達するPC端末（以下「新規PC端末」という。）を使用することとした。

そのため、本仕様書では、新規PC端末を調達し、現行のマイナンバー系ネットワークで稼働している基盤システム上において正常に稼働するための必要な環境を構築することを示す。また、併せてそれらの賃貸借に関する要件を示す。

# 業務概要及び実施期間

## 新規PC端末280台の調達及び環境構築

### 業務概要

新規PC端末を280台調達し、マイナンバー系ネットワークで稼働している基盤システム上において正常に稼働するための環境構築を実施する。

### 実施期間

契約締結日から令和７年11月30日（日）

## 賃貸借

### 業務概要

（１）で調達等した機器に係る賃貸借を実施する。

### 賃貸借期間

令和７年12月1日（月）から令和12年７月31日（水）まで

# セキュリティ要件

## 本業務において、発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。

## 発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を発注者との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。

## 本業務において発注者の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、発注者と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注元から要求された場合には提出させるようにする等）また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を発注者との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。

## 本業務の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

## セキュリティ関連のテストの実施結果が確認できること。情報システムに対する脆弱性検査を実施する場合については、「デジタル庁　政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」の実施基準を満たすように、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。

## また、脆弱性検査の終了時には実施内容及び結果を脆弱性検査結果報告書に取りまとめること。

## 行政情報システムにおいて含有されやすいセキュリティ上の問題点を下表に示す。各項目に対して漏れなく対応すること。

| 項番 | 要因 | セキュリティ上の問題点 |
| --- | --- | --- |
| 1 | 認証管理不備 | * + - 共用アカウントが使用される際に、利用者特定の仕組みや取扱いに関するルールが整備されていない * 推測されやすい脆弱なパスワードが使用されている * 認証情報がファイル等に平文で書かれている |
| 2 | アクセス制御不備 | * 必要な強度の認証が行われていない * ネットワーク、システムへのアクセス制限が実施されていない * アクセス権が必要最小限のアクセス権付与が守られておらず、過剰である |
| 3 | 暗号化不備 | * 重要情報が流れる各機器間の通信経路において、必要な暗号化が実施されていない |
| 4 | 資産管理、脆弱性管理不備 | * 利用しているソフトウェアや機器の状態を把握していない（最新状態を維持できていない） * OSやミドルウェア、ファームウェア等の脆弱性対策が適切に実施されていない |
| 5 | Webアプリケーションの脆弱性 | * SQLインジェクション、クロスサイトスクリプティング等の初歩的なWebアプリケーションの脆弱性が存在している * パラメータ改ざんにより、本来アクセスできないデータを操作できるなどの脆弱性が存在している |
| 6 | ログ管理不備 | * ログ取得の範囲が目的に応じて定められていない（必要なログが取得されていない） * 定期的なログの点検又は分析が実施されていない |
| 7 | 外部委託の管理不備 | * 外部委託に係る契約に、遵守事項で定める委託先の情報セキュリティ対策が含まれていない * 外部委託に係る契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認していない |

# 端末更新に係るプロジェクト要件

## 本業務を適切・効率的に履行し、情報セキュリティを確保するための体制を組む。

## 契約締結後、30日以内に本業務に係る業務実施計画書を作成し、本市の承認を得る。

## プロジェクト体制及び役割に関する留意事項

### プロジェクト体制の記載事項

プロジェクト体制表の作成にあたっては、業務責任者、役割、連絡先を明確にすること。

### プロジェクト体制の変更

原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等の理由で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を書面で提示し、本市の承諾を得ること。

### 情報セキュリティ確保の体制整備

本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、本市から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

### プロジェクト停滞に伴う体制変更指示

プロジェクト計画書等で示した業務作業が適正に履行されていない、または、本仕様書において定義する各要件を満たしていないと本市が判断した場合、本市は、受注者に対して体制の変更を指示することができるものとし、受注者はその指示に従い、適切に対応すること

## 作業実施要件

### プロジェクト作業場所

設計、設定準備は受注者所内で実施すること。機器の設置・設定及び各作業に関する打ち合わせや、報告、レビュー及び進捗会議等については、原則として、本市の会議室等で実施すること。

### プロジェクトに係る設備、備品、消耗品等

本業務に使用する設備及び消耗品等については受注者が負担すること。ただし、庁内で使用する電気料金等の光熱水費については本市の負担とする。

### 課題管理、リスク管理（課題管理表の作成）

### 課題の認識、対応案の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを目的とするため、課題管理を実施する｡

### 課題管理に当たり、課題内容、影響、優先度、発生日、担当者、対応状況、対応策、対応結果、解決日等必要と考えられる項目を課題一覧にまとめ、一元管理すること。

### 課題の完了にあたっては必ず受託者及び本市で合意を必須とすること。

### 情報セキュリティ管理

* 各作業工程において、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに、発生した場合に被害を最小限に抑えること。
* 情報セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに本市に報告し、対応策について協議すること｡

### 文書管理

会議･打ち合わせにおける議事録等の作成、保管、管理を行うこと。

# 新規PC端末280台の調達及び環境構築

## 調達機器及び数量

### ノートPC端末　215台

### デスクトップPC端末　65台

### ソフトウェア等ライセンス　必要数

## 納入場所

守口市役所　本庁舎

## 機器要件

下表の要件等と同等以上とし、新造機とする。

### ノートPC端末

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件等 |
| 種別 | ノートパソコン |
| OS | Microsoft Windows11 Professional 64bit版 |
| メモリ | 16GB以上 |
| ＣＰＵ | Intel Core i5-1230U 3.30GHz以上の性能を有すること  ※インテル社製の12世代CPU以降とすること。 |
| 内部ストレージ | SSD：256GB以上 |
| 光学ドライブ・FDD | なし |
| 形状 | Ａ４ワイドノートブック型パソコン　テンキー内蔵 |
| 有線LAN | 本体内蔵（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠） |
| 無線LAN | 本体内蔵（IEEE802.11a/b/g/n/ac準拠、Wi-Fi準拠） |
| USBポート | USB3.0準拠のUSBポートを３つ以上内蔵すること |
| オーディオ機能 | サウンド機能を有すること |
| 液晶 | 15.6インチ以上のTFTカラー液晶 |
| カメラ | カメラ内蔵型 |
| 付属品 | 光学式マウス |
| 出力端子 | HDMI端子を内蔵すること  アナログまたはデジタル端子を内蔵すること |
| サイズ | 本体・キーボード等が(本体サイズ：横40cm、高さ5cm、奥行き30cm、本体重量２.2kgのサイズ・重量に収まっていること。 |
| その他 | 賃貸借期間中に有効なメーカーが提供するハードウェア保守パックも調達すること。なお、ハードウェア保守パックはオンサイト対応のみとし、端末を郵送で修理することは不可とする。 |

### デスクトップPC端末

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件等 |
| 筐体 | 省スペースモデルとする。同一機種を導入すること。モニタ等の設置に伴う電源の不足に関しては、電源タップの口数増加にて対応すること。 |
| OS | Microsoft Windows11 Professional 64bit版 |
| メモリ | ８GB以上 |
| ＣＰＵ | Intel Core i5-12400 2.50GHz以上の性能を有すること  ※インテル社製の12世代CPU以降とすること。 |
| 内部ストレージ | SSD：256GB以上 |
| 光学ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ（DVD全規格対応） |
| 有線LAN | 本体内蔵（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠） |
| 無線LAN | なし |
| USBポート | USB3.0準拠のUSBポートを４つ以上内蔵すること |
| オーディオ機能 | サウンド機能を有すること |
| 表示機能 | 19インチ以上のTFTカラー液晶、ワイドディスプレイ |
| 画面解像度 | 1,280×1,024以上の解像度を持つこと |
| 付属品 | 109日本語キーボード、光学式マウス |
| その他 | 賃貸借期間中に有効なメーカーが提供するハードウェア保守パックも調達すること。なお、ハードウェア保守パックはオンサイト対応のみとし、端末を郵送で修理することは不可とする。 |

## ソフトウェア要件

認証ソフトを除いたソフトウェアのライセンス（ソフトウェア保守も含み）を用意し、賃貸借期間の間、すべてのソフトを有効に稼働させること。なお、導入したソフトウェアのライセンス更新が必要な場合は、賃貸借期間中、対応すること。

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **要件等** |
| オフィスソフト | Microsoft Office Standard LTSC 2024 |
| 認証ソフト | SmartOn ID  ※発注者が用意するライセンスを使用する  ※令和９年１月以降はサーバ更新のため、認証ソフトが変更される可能性がある |
| ウイルス対策ソフト | Apex One |
| 資産管理ソフト | * SKYSEA Client Viewクライアント * SKYSEA Client View申請・承認ワークフロー |

## 構築要件

### 基本要件

構築における基本要件を以下に示す

#### 調達機器において、それぞれの機能を正常かつ安全に使用できるよう、必要な機器の搬入・設定を行うこと。

#### ネットワーク接続、その他システム全体が完全に使用可能となるよう必要な調整を行った上で引き渡すこと。

#### 導入及び付帯作業期間中に設定内容の見直し等を行ったとき、また、機器が正常に動作しないことが判明したときは、設定変更を行い、既に設定を終えた機器を含めて再設定すること。

#### 上記①～③を達成するために、既存のネットワーク等の設定変更が伴う場合において発生する経費についても本調達費用に含むものとする。ただし、既存ネットワーク担当業者との打ち合わせに必要な調整は、本市が行うものとする。

## 搬入・設置作業

### 調達機器の搬入・設置後の不要な梱包材等の引上げは、受注者の責任と負担において行うものとする。

### 調達機器等の搬入については、本市の指示に従い、実施すること。また、搬入に必要な手続きについては遅帯なく行うこと。加えて、搬入時に本市庁舎に傷が付くことがないように養生等を行った上で作業を実施すること。

## 作業内容

以下に示す作業を実施する。

### 認証ソフトウェア（SmartOn ID）を導入し、マイナンバー系ネットワークで導入している管理サーバと連携できるようクライアントソフトを設定すること。

### ウイルス管理ソフトウェア（ApexOne）を導入し、マイナンバー系ネットワークで導入している管理サーバと連携できるよう設定すること。

### 「SKYSEA Client view」及び「SKYSEA Client view申請・承認ワークフロー」を導入し、マイナンバー系ネットワークで導入している管理サーバと連携できるよう設定すること。

### 「Microsoft Office Standard LTSC 2024」を導入し、マイナンバー系ネットワークで導入しているKMSサーバでライセンス認証できるようクライアントソフトを設定すること。

### 別紙を基に本市と協議し、その他の設定変更を実施すること。なお、別紙に記載のない設定項目がある場合は、別途本市と協議したうえで実施すること。

## リカバリディスクの作成

ソフトウェアのインストール、端末の環境設定等の作業終了後、イメージングツール(symantecGHOST solutionやwindows展開ツール等。ソフトによっては必要ライセンスを受注者の負担により取得すること。)を用いて、光学ドライブからBIOS起動が可能なブート用CD及びリカバリディスク（SSD）を作成し、リカバリー手順書及び設定内容一覧表とあわせ、２セット納入すること。

## OSのライセンス認証

既存PC端末におけるOSのライセンス認証は、KMS（キーマネージメントサービス）により行うこと。KMSホストサーバについては、既存環境を利用すること。

## 想定スケジュール

本業務の想定スケジュールは、以下のとおりである。なお、詳細については本市と協議の上、決定する。

### ９月上旬までに：作業調整・設計

作業スケジュールや既存PC端末への設定内容など本業務に係る設計を本市と協議のうえ決定する。

### 10月中：マスタ端末の構築・検証

クローン展開用のマスタ端末を構築し、本市環境で利用できることを検証する。なお、作業場所は本市庁舎内とし、別途提供する。

### 11月上旬：端末クローニング作業

マスタ端末を基にキッティング作業を実施する。なお、作業場所は構築事業者の作業所内とする。

### 11月中旬から11月下旬：現地端末作業

キッティング作業のうち、本市環境下でないとできない作業を実施する。作業場所は本市庁舎内とし、別途提供する。

# 賃貸借

## 公租公課及びハードウェア等に対する動産総合保険に係る費用については、受注者の負担とする。

## ソフトウェアリース部分の取扱いについて、ソフトウェアの著作権については、構築業者に属するものとし、落札者は本市に対して再使用許諾できるソフトウェアの使用許諾設定権を取得（購入）し、本権利に基づき本市に対して使用を再許諾する賃貸借取引とする。

## 賃貸借期間満了後の取り扱い

賃貸借期間満了後は、以下のとおりとする。

### 賃貸借期間満了後の扱いについては原則返還とする。

### 本市が再リースを希望する場合は応じること。

### 再リース契約は１カ月単位とし、本市が希望する月数の契約に対応可能とすること。

### 再更新にも応じること。

## 返却時の取り扱い

### データ消去

賃貸借期間終了後、対象機器を物理的に破壊し、データを復元できないよう完全消去(消去証明書の発行を含む。)を実施したうえで、回収すること。 また、これらにかかる全ての費用は、受注者の負担とする。

### 機器撤去費

納入機器の賃貸借期間満了後、機器の撤去にかかる費用は、受注者の負担とする。

# 成果物

　下表に示す成果物を納品期限までに、電子データで納品すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 納品物 | 内容 | 納品期限 |
| 1 | 業務実施計画書 | 業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。 | 契約締結後30日以内 |
| ２ | 課題管理表 | プロジェクトを進める中で発生した課題を管理する一覧表 | 随時 |
| ３ | 新規PC端末280台 | 環境構築を終えた調達機器。 | 令和７年11月28日(金) |
| ４ | 設定内容一覧表 | 端末保守のため、対象端末への設定情報をまとめたもの。 | 令和７年11月28日(金) |
| ５ | リカバリディスク | ソフトウェアのインストール、端末の環境設定等の後に、対象端末のイメージを取得したもの。 | 令和７年11月28日(金) |
| ６ | リカバリ手順書 | 対象端末の故障時に、リカバリディスクを利用し、対象端末が利用できるよう復旧する手順を記したもの。 | 令和７年11月28日(金) |
| ７ | ライセンス一式 | 保証書、ライセンス証書（またはそれに代わる資料）。 | 令和７年11月28日(金) |
| ８ | 議事録 | 本市の要請に応じて記録をとる必要がある会議が発生した場合に作成する議事録 | 随時 |
| ９ | 業務完了報告書 | 新規PC端末280台の調達及び環境構築が完了したことを通知する文書。任意様式。 | 令和７年11月28日(金) |

# 検収

本調達機器及び成果物の納入完了後、本市は検収を実施する。検収には、受注者が立ち会うものとする。検収の結果、本調達機器及び成果物に瑕疵（不合格品）が発見された場合には、ただちに受注者はこれを引き取り、代替機器の提供及び修正を行った上で、本市が指定する期日までに納入するものとする。

# 機密保持

## 受注者は、知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

## 受注者は、知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。

## 正当な理由があってやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

## 本市が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であって、事前に書面にて本市の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっても使用終了後はその複製を本市に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

# 留意事項

## 受託者は、本市が別途提示する「守口市情報セキュリティポリシー」の内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底すること。

## 受託者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているかについて、本市は必要に応じて確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとする。また、本市から指摘等があった場合、受託者はその内容に従わなければならない。

## 受注者は、賃貸借開始までの作業スケジュールを本市と協議の上、決定すること。

## 本仕様書で調達する全てのシステムについて、契約期間中に使用するライセンスの費用は、全て本調達の中に含めること。

## 動作確認や運用テストの際に、レスポンスや動作が遅い場合は、原因の追及を行った上で改善すること。

## 本業務を実施するにあたり、現行システムまたはネットワークの停止を伴う作業が生じた場合は、閉庁日もしくは夜間での実施を原則とすること。

## 本調達の履行について疑義が生じたとき，又は、本調達に伴い本市と交わす契約書に定めない事項については，本市及び受注者の双方で協議の上決定すること。